

令和 8 年度野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会募集要領
「のたでやってみよう！介護・障がい福祉のしごと！」
～あなたの想いが笑顔に変わる～

1 参加資格

- (1) 野田市内に所在する千葉県又は野田市から介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所の指定を受けた事業所であること。
- (2) 労働関係法規を遵守している事業所であること。
※労働者派遣事業、請負契約による事業、労働条件を明示できない登録型求人は取扱いできません。
- (3) その他、市長が野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会への参加が適当であると認める者であること。

2 募集内容

- (1) 相談会ブース出展・・・18 法人
 - ①複数の施設経営をしている場合においても、1 法人 1 ブースの参加です。
 - ②ブースには、机及び椅子を用意する予定です。
 - ③応募状況から、介護サービス及び障害福祉サービスの種類ごとに出展者枠を決め、事業者の選定及びブースの配置を実行委員会で行います。
- (2) 施設見学受入れ事業者（施設見学バスツアー）・・・介護、障がい福祉分野各 1 施設
 - ①市が用意したバスにより市役所から施設までの送迎を行います。
 - ②応募状況から、施設の場所で経路及び時間を設定の上、第 1 施設目は市役所を 9 時 30 分に出発（予定）し、終了後、第 2 施設目に向かいます。
 - ③事業者の選定は実行委員会で行い、申し込まれた全ての事業者へ結果通知をメールで送付します。
- (3) その他

本相談会について、例年以上の集客を目指すため、令和 8 年 10 月 17、18 日（土、日）に野田市文化センター駐車場で開催予定の野田市産業祭で事前告知活動を実施します。

事前告知活動の内容は、チラシの配布や事前アンケートの入力等を予定しております。就職相談会当日の参加資格ではありませんが、こちらの事前告知活動にご協力いただける法人は、「参加申込書」にご記入ください。

◎注意事項

参加申込みは、事業所単位ではなく**法人単位**です。

(1)及び(2)は、重複しても構いません。

3 参加申込方法

- (1) 法人単位で応募してください。

申込期間 令和 8 年 6 月 1 日（月）から 6 月 3 0 日（火）まで（必着）

①市から事前に送付した『参加申込書』もしくは、次のどちらかの検索方法により、野田市ホームページ内の専用ページから『参加申込書』をダウンロードして、作成してください。

○ くらしの便利帳＞福祉・介護＞介護保険＞介護人材確保から「野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会」を選択する。

○ 野田市ホームページ内の検索欄で、ページ番号「1016755」を入力の上、検索し、該当ページを選択する。

②「①」で作成した申込書を介護支援課（04-7123-1095）または障がい者支援課（04-7123-1087）宛てに FAX してください。FAX 送信後、必ず介護支援課（04-7199-2574）または障がい者支援課（04-7199-3732）へ受信の確認を電話で行ってください。

③メールで応募される方は、市から事前に送付した「令和 8 年度野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会の開催について（通知）」に記載してあるメールアドレス宛てに申込書を添付して送付してください。

市の担当者がメールを受信後、受け取った旨の返信メールを送信します。メールを送信後、3 日経過しても返信メールが届かない場合は、お手数ですが、介護支援課または障がい者支援課へ受信の確認を電話で行ってください。

4 相談会ブース出展事業者等の選定等

応募者多数の場合は、実行委員会で事業者の選定を行います。より多くの事業者の方が参加できるよう配慮させていただきますが、落選となってしまった事業者の方には、次年度以降に考慮させていただきますので、ご了承願います。

なお、落選となった事業者につきましては、事業所のパンフレットを相談会の会場に設置するスペースを設けます。パンフレットの設置だけでも申込できますので、所定の用紙で申し込んでください。

(1) 決定等の通知

申し込まれた全ての事業者へ結果通知をメールで送付します。

(2) ブース出展者の方へ

出展が決定した事業者は、ハローワーク野田に求人票の提出が必要です。

提出期限：9 月末まで

①出展事業者の決定後、市からハローワーク野田に参加事業者を報告します。

②ハローワーク野田で求人票の提出の有無を確認します。

③確認後、求人票の提出が必要な事業者へ連絡が入ります。

④事業者はハローワーク野田の指示に基づき、求人票を作成してください。

(3) キャンセル

キャンセルする場合は、令和 8 年 7 月 10 日（金）までに介護支援課または障がい者支援課へ連絡してください。

なお、キャンセルが出た場合、市は次点の事業者に連絡し、参加の希望を確認します。

5 相談会当日

相談会当日、出展事業者が受け付けた来場（相談）者数を所定の様式により、市へ報告していただきます。用紙は当日配付します。